

◎新潟県告示第1223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山寺前田地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原(1)地区	上越市安塚区大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(1)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津俣第二-(1)地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津俣第二-(4)地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑曾根川地区	上越市牧区川井沢	次の図のとおり	土石流
猿橋地区	妙高市大字猿橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道端地区	妙高市大字楡島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オクボ地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
坂口新田地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。）